

非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料の改定のお知らせ

国の制度改正に伴い、非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料の金額が改定されました。つきましては、令和4年10月1日より下記のとおり料金を改定いたしますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【非紹介患者初診加算料】

医療機関からの紹介状なしに受診した初診患者さんにご負担いただく料金

区分	改定前（税込） 令和4年9月30日まで	改定後（税込） 令和4年10月1日から
医科	5,500円	7,700円
歯科	3,300円	5,500円

- ※ 非紹介患者初診加算料は、初診料とは別にご負担いただいております。
- ※ すでに当院を受診されている方も、新たに別の診療科を受診される場合は紹介状が必要です。
- ※ 過去に受診したことがある診療科でも、その診療科の最終受診日から3か月以上が経過している場合は紹介状が必要です。ただし、次回予約がある場合や、医師から1年後に受診するよう指示が出ている場合等を除きます。

【再診患者加算料】

当院から他の医療機関へ紹介を行った後、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状なしで受診される再診の患者さんにご負担いただく料金

区分	改定前（税込） 令和4年9月30日まで	改定後（税込） 令和4年10月1日から
医科	2,750円	3,300円
歯科	1,650円	2,090円

- ※ 再診患者加算料は、再診の都度ご負担いただいております。

<お問い合わせ先>

千葉市立青葉病院事務局 医事室
電話：043-227-1131（代表）